

沿岸広域振興局長告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年8月28日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 岩泉平井賀普代線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村和野237番1地先から237番8地先まで	新	A 37.8～9.0 m	m 86.3
	旧	A 37.8～9.0	86.3
		B 27.6～14.5	96.7
下閉伊郡田野畑村島越75番1地先から92番2地先まで	新	74.1～9.1	50.9
	旧	9.3～9.1	50.9

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成24年8月28日から同年9月28日まで

- 2（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 田野畑岩泉線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町岩泉字沢中8番14地先内	新	m 18.8～16.1	m 13.1
	旧	17.2～16.1	13.1

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成24年8月28日から同年9月28日まで